

一関市市民環境部市民課及び国保年金課窓口業務委託プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、一関市市民環境部市民課及び国保年金課窓口業務の委託業者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、公正かつ公平な方法で選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

一関市市民環境部市民課及び国保年金課窓口業務委託

(2) 業務内容

別紙「一関市市民環境部市民課及び国保年金課窓口業務委託に係る仕様書」のとおり

(3) 業務履行期間

令和5年2月1日から令和8年1月31日まで

ただし、契約締結日の翌日から事業実施までの期間については業務準備期間とする。

(4) 業務履行場所

岩手県一関市竹山町7番2号

一関市役所1階 市民環境部市民課及び国保年金課内

3 業務に要する費用（見積上限額）

201,132,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 参加資格

プロポーザルに参加することができる事業者は、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 一関市暴力団等排除措置要綱（平成28年一関市告示第69号）に規定する措置要件に該当しないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。

- (5) 岩手県又は宮城県内に本社、支社又は営業所があること。

5 現地見学会

本プロポーザルへ参加を希望する事業者を対象として、本委託業務の実施場所の見学会を開催する。なお、参加は任意とし参加の有無は審査に影響しない。

(1) 日時・場所

令和4年6月29日（水） 午前10時から午後4時まで
1事業者30分以内とし、時間等の詳細は、別途連絡する。

(2) 場所

一関市役所1階 市民環境部市民課及び国保年金課

(3) 参加申込

見学会への参加は事前に申し込んだ者とし、1事業者2人以内とする。

参加希望者は、令和4年6月23日（木）午後3時までに、現地見学会申込書（様式1）に必要事項を記入の上、電子メールにて提出すること。

メールアドレス shimin@city.ichinoseki.iwate.jp

(4) 当日持参するもの

参加申込者であることが確認できる身分証（社員証等）

(5) 注意点

- ① 当日は現地確認のみとし、質問には応じない。
- ② 写真撮影は可能とするが、撮影は最小限にとどめ、個人情報等の市役所業務に関する情報が写らないよう注意すること。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、見学の際はマスクを着用し、参加前に検温及び手指の消毒を行うこと。

現地見学会申込書により申し込んだ者に発熱等の症状がある場合は、参加者の変更を認めることとする。

6 質問及び回答

プロポーザルに関する質問及び回答方法は、以下のとおりとする。

(1) 提出期限

令和4年7月1日（金）正午（必着）

(2) 提出方法

プロポーザル質問書（様式2）により、電子メールにて提出すること。

(3) メールアドレス shimin@city.ichinoseki.iwate.jp

(4) 回答日時

令和4年7月7日（木）

(5) 回答方法

一関市のホームページで公表する。

7 プロポーザル参加申込み及び参加資格審査

(1) 提出書類

- ① プロポーザル参加申込書（様式3）
- ② 誓約書（様式4）
- ③ 会社概要及び直近の財務諸表の写し
- ④ 納税証明書（本社の直近3年度の国税（法人税・消費税）都道府県税（事業税・都道府県民税）及び市町村民税すべての納税証明書の写し（未納のないことが確認できるもの）

(2) 提出方法等

① 提出方法 持参又は郵送

持参する場合の受付は、平日（土日、祝日を除く）の午前8時30分から午後5時までとし、郵送の場合は、簡易書留郵便など配達完了の確認ができる方法によるものとする。

② 提出部数 1部

③ 提出期限 令和4年7月13日（水）午後5時必着

④ 提出先 〒021-8501 一関市竹山町7-2

一関市市民環境部市民課

(3) 参加資格審査結果の通知

審査結果を書面により通知する（令和4年7月20日（水）発送予定）。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

① 企画提案書

企画提案書は、次に示す項目ごとに記載すること。

| 項目（章） | 記載内容（項） |
|-------|----------------|
| 1. 方針 | 1-1 業務に対する考え方 |
| | 1-2 実施にあたっての方針 |

| | |
|-------------------------|--|
| 2. 組織体制、統括責任者、業務従事者配置計画 | 2-1 統括責任者の現場配置など指揮命令系統 2-2 業務従事者配置計画、委託者との連絡調整 2-3 統括責任者としての良質な人材の確保 |
| 3. 採用方針、雇用形態 | 3-1 地元（市内）からの雇用への配慮 3-2 業務従事者の雇用条件や福利厚生 |
| 4. 研修体制 | 4-1 業務に関する知識を有した業務従事者の配置 4-2 業務従事者への事前研修 4-3 業務受託後の研修体制 |
| 5. サービス向上、事務効率化 | 5-1 民間のノウハウを活かした取り組み 5-2 市民サービス向上についての提案 |
| 6. 個人情報保護 | 6-1 個人情報保護及び守秘義務に対する認識 6-2 個人情報の漏洩防止策 |
| 7. 人員体制 | 7-1 適正かつ十分な業務従事者の配置 7-2 急な欠員や不測の事態に対応できる人員体制 |
| 8. 危機管理 | 8-1 業務遂行上発生した苦情及びトラブルへの対応 8-2 事故及び災害等の緊急事態時のリスクへの対応 |
| 9. 次期事業者との事務引継 | 9-1 次期事業者への事務引継 9-2 委託業務の継続性を考慮した引継計画 |
| 10. 賃金等の処遇 | 10-1 賃金体系（初任給、昇給、手当） 10-2 退職金 |

- ② 見積書及び見積内訳書（任意様式）
- ③ プレゼンテーション出席者報告書（様式5）
- ④ プライバシーマークの使用許諾又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）等の第三者機関の評価によるセキュリティ基準の認定を受けている場合は、認定を確認できるもの
- ⑤ 官公署において窓口業務（各種証明交付、住民異動届の受付及び入力等）の受託実績がある場合は、業務実績調書（様式6）及び請負実績を証明できるもの

(2) 提出期限

令和4年8月8日（月）午後5時必着

(3) 提出方法等

① 提出方法 持参又は郵送

持参する場合の受付は、平日（土日、祝日を除く）の午前8時30分から午後5時までとし、郵送の場合は、簡易書留郵便など配達完了の確認ができる方法によるものとする。

② 提出部数 正本1部、副本8部

③ 提出先 〒021-8501 一関市竹山町7-2
一関市市民環境部市民課

(4) 提出にあたっての留意事項

- ① 企画提案書は、A4縦の横書き15ページ以内（表紙、目次を除く）、片面印刷とする。必要に応じA3折り込みも可とするが、2ページとカウントする。
- ② 説明は文章をもって行い、図等はその補助として用いること。
- ③ 正本にのみ提案者名を記載し、副本には記載しないこと。
- ④ プロポーザルの参加申込みを取り下げする場合は、取下申出書（様式7）により上記提出期限までに届け出ること。

9 プレゼンテーションの実施

(1) 実施日 令和4年8月17日（水）

実施時間、場所等については、別途通知する。

(2) 出席者 3人以内

(3) プレゼンテーション時間

提案者からの説明時間 20分以内

質疑応答 20分以内

(4) 留意事項

- ① 提出した企画提案書に基づき説明すること。
- ② プロジェクター及びスクリーンは一関市において準備する。パソコン等その他必要な機器等は提案者が準備すること。

10 審査方法

一関市市民環境部市民課及び国保年金課窓口業務委託プロポーザル審査委員会において、別に定める審査基準に基づき審査し、受託候補者を決定する。

(1) 審査基準 別紙のとおり

(2) 受託候補者の決定

- ① 総合得点が最も高い提案者を受託候補者（以下「候補者」という。）とする。
ただし、全委員の総合得点の平均点数が 150 点未満の場合は、候補者として選定しない。
また、評価項目の「組織体制、統括責任者、業務従事者配置計画」、「個人情報保護」及び「人員体制」に係る点数（委員一人あたり合計 60 点満点）について、全委員の平均点数が 24 点未満の場合は、その他の評価項目の点数にかかわらず、不合格とする。
- ② 上記①において、総合得点の最も高い提案者が 2 者以上あるとき（同点のときは、「提案見積価格」の低い提案者を候補者とし、さらに提案見積価格が同額であった場合は、審査委員会において合議のうえ決定する。
- ③ 提案者が 1 者のみであった場合にも、審査委員会において企画提案書及びプレゼンテーションに基づく審査を実施し、本業務の実施するにふさわしいか否かを評価する。
- ④ なお、審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、意見等は受け付けないものとする。

(3) 審査結果の通知

審査結果を書面により通知する（9月上旬発送予定）。

11 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 企画提案書等に虚偽の記載又は選定に影響を与えるような不備があったもの
- (3) プレゼンテーション及びヒアリングに出席しなかったもの
- (4) 虚偽の申請を行い、参加資格を得たもの
- (5) 見積書の金額が見積上限額を超過したもの

12 契約の締結

受託候補者決定後、契約に係る協議を行い、協議が整い次第速やかに契約の手続きを行うものとする。

なお、受託候補者はその際に改めて見積書を提出するものとする。

また、受託候補者は、円滑に受託業務を行うことができるよう、自らの責任において準備を行い、準備に必要な経費を負担するものとする。

13 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。
- (2) 企画提案書等は返却しないととも、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しないものとする。
- (3) 企画提案書の作成等、プロポーザル参加に際し必要な経費は、提案者の負担とする。
- (4) 一関市情報公開条例（平成 18 年一関市条例第 77 号）に基づき、第三者から、情報開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。

14 現行受託者との引継ぎについて

令和 5 年 1 月 31 日まで市民課及び国保年金課窓口業務委託を契約している現行受託者（以下「現行受託者」という。）と 12 により業務委託契約を締結した受託者（以下「新規受託者」という。）が異なる場合には、令和 5 年 1 月 31 日までの期間において現行受託者と新規受託者との間で業務の引継ぎを行うものとする。

業務の引継ぎにかかる費用については、新規受託者が負担するものとする。

引継ぎ実施の詳細については、現行受託者及び新規受託者並びに一関市の間で別途協議する。

15 業務委託開始前の研修について

現行受託者と新規受託者が異なる場合には、契約を締結した日以後の別途協議により定める日から令和 5 年 1 月 31 日までの期間において、業務に関する実地研修を実施する。

研修実施にかかる費用については、新規受託者が負担するものとする。

研修実施の詳細については、現行受託者及び新規受託者並びに一関市の間で別途協議する。

16 問い合わせ先

一関市役所市民環境部市民課

〒021-8501 岩手県一関市竹山町 7 番 2 号

TEL 0191-21-2111 内線 8317

E-mail shimin@city.ichinoseki.iwate.jp

(様式1)

年 月 日

一関市長 佐藤善仁様

所在地

事業者名

代表者

印

現地見学会申込書

一関市市民環境部市民課及び国保年金課窓口業務委託プロポーザルに係る現地見学会について、下記のとおり参加を申し込みます。

記

参加者（1事業者2人以内）

| No. | 所属・職 | 氏名 |
|-----|------|----|
| 1 | | |
| 2 | | |

担当

所属・職

氏名

連絡先

(様式2)

年 月 日

プロポーザル質問書

「一関市市民環境部市民課及び国保年金課窓口業務委託」について、次の項目を質問いたします。

| | |
|---------|--|
| 事業者名 | |
| 担当者職・氏名 | |
| E-mail | |
| 質問内容 | |
| | |
| | |

(様式3)

年 月 日

一関市長 佐藤善仁様

所在地

事業者名

代表者

印

プロポーザル参加申込書

一関市市民環境部市民課及び国保年金課窓口業務委託プロポーザルへの参加を申し込みます。

担当

所属・職

氏名

連絡先

誓約書

年 月 日

一関市長 佐藤善仁様

所在地

事業者名

代表者

印

一関市市民環境部市民課及び国保年金課窓口業務委託プロポーザルへの参加にあたり、下記に記載した事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- 2 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- 3 一関市暴力団等排除措置要綱（平成28年一関市告示第69号）に規定する措置要件に該当しないこと。
- 4 国税及び地方税を滞納していないこと。

(様式5)

年 月 日

一関市長 佐藤善仁様

所在地

事業者名

代表者

印

プレゼンテーション出席者報告書

一関市市民環境部市民課及び国保年金課窓口業務委託プロポーザルの出席者について、下記のとおり報告いたします。

記

出席者（1事業者3人以内）

| No. | 所属・職 | 氏名 |
|-----|------|----|
| 1 | | |
| 2 | | |
| 3 | | |

担当

所属・職

氏名

連絡先

(様式6)

業務実績調書

事業者名

| No. | 発注者（官公署名） | 受託業務の概要 | 契約金額 | 受託期間 |
|-----|-----------|---------|------|------|
| 1 | | | 千円 | |
| 2 | | | 千円 | |
| 3 | | | 千円 | |
| 4 | | | 千円 | |
| 5 | | | 千円 | |

※官公署での実績が5件以上ある場合は、最新の5件について記載すること。

(様式7)

年 月 日

一関市長 佐藤善仁様

所在地

事業者名

代表者

印

取下申出書

一関市市民環境部市民課及び国保年金課窓口業務委託プロポーザルへの参加申込みを取り下げいたします。

担当

所属・職

氏名

連絡先